

女性活躍加速のための重点方針2019策定に向けて

平成31年4月8日

内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

女性活躍担当大臣

片山 さつき

女性活躍加速のための重点方針2019策定に向けた今後の進め方

第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月 閣議決定）

毎年6月を目途に、男女共同参画会議の意見を踏まえ、女性活躍加速のための重点方針を決定し、各府省の概算要求に反映させる。

今後の進め方

4月8日 男女共同参画会議（重点方針2019の策定方針の提示）

4～5月 重点方針専門調査会
女性に対する暴力に関する専門調査会

5月下旬 男女共同参画会議（重点方針2019（案）の取りまとめ）

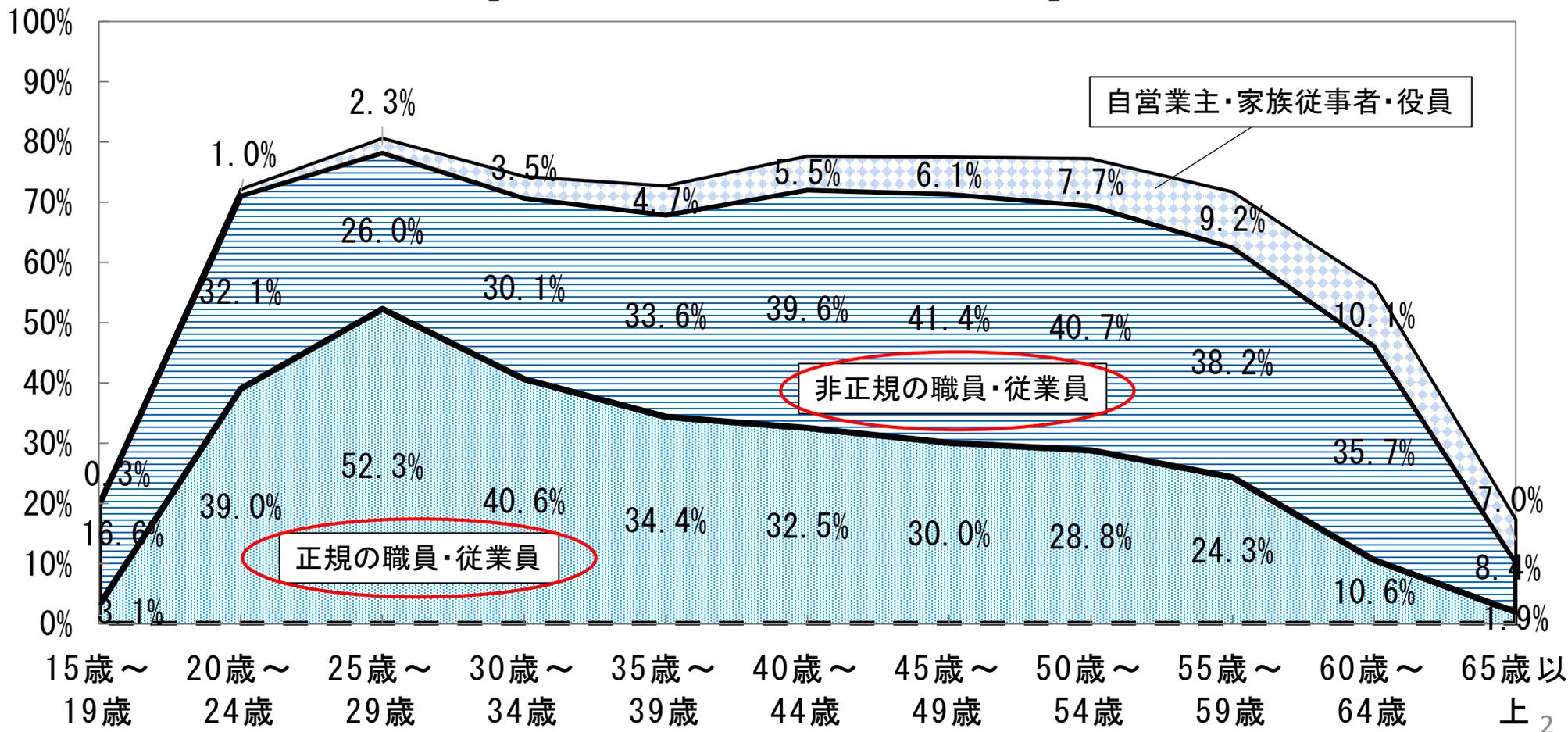
6月上旬 すべての女性が輝く社会づくり本部（重点方針2019の決定）

人生100年時代において、女性が様々な役割を果たしながら、自らが多様な選択をできる社会を目指す。

生涯を通じた女性の社会参画の現状①

正社員としての就業は25～29歳をピークに減少。
25～29歳以降は、非正規の比率が高まる。

【女性の年齢階級別・就業形態別就業率】



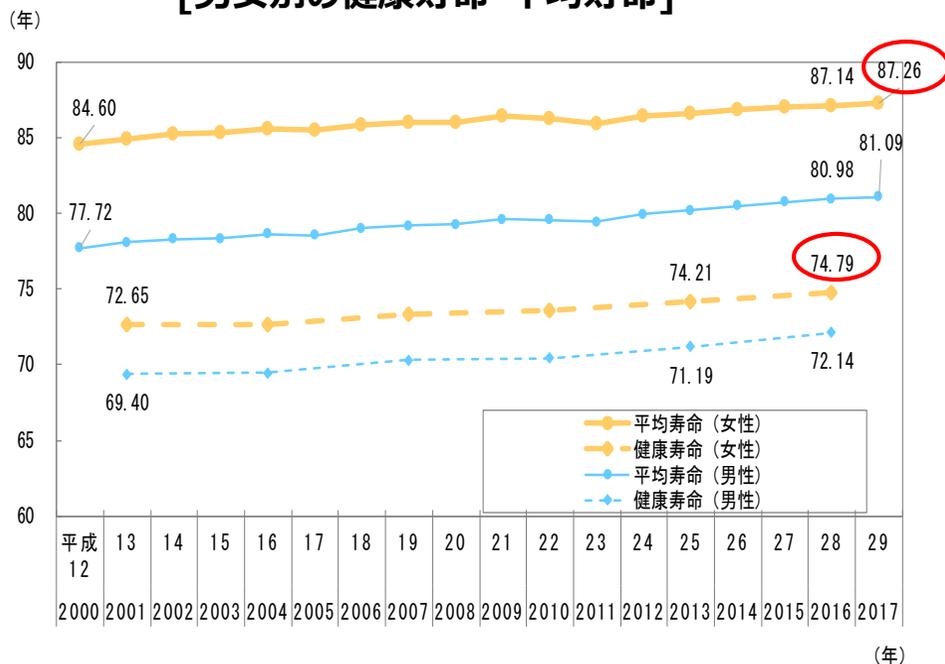
人生100年時代において、女性が様々な役割を果たしながら、自らが多様な選択をできる社会を目指す。

生涯を通じた女性の社会参画の現状②

生涯を通じた社会参画への意欲は強い。

健康寿命も年々延伸し、直近では女性は74歳後半まで到達。

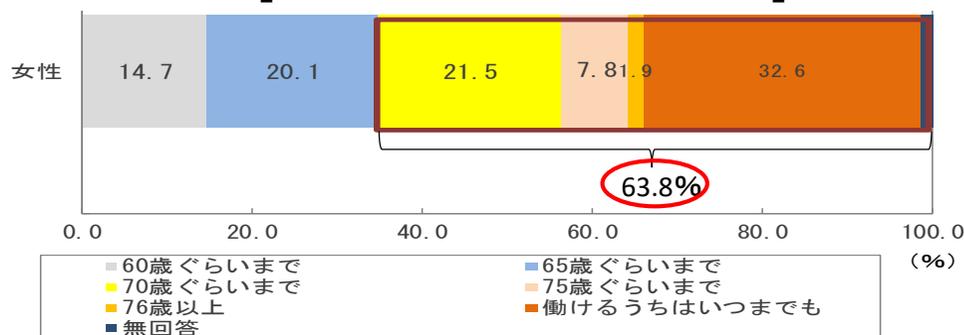
[男女別の健康寿命・平均寿命]



- (備考)
1. 平均寿命は、平成12年、17年、22年及び27年は厚生労働省「完全生命表」、その他の年は厚生労働省「簡易生命表」より作成。健康寿命は、厚生労働科学研究資料より作成。
 2. 健康寿命は、日常生活に制限のない期間の平均。

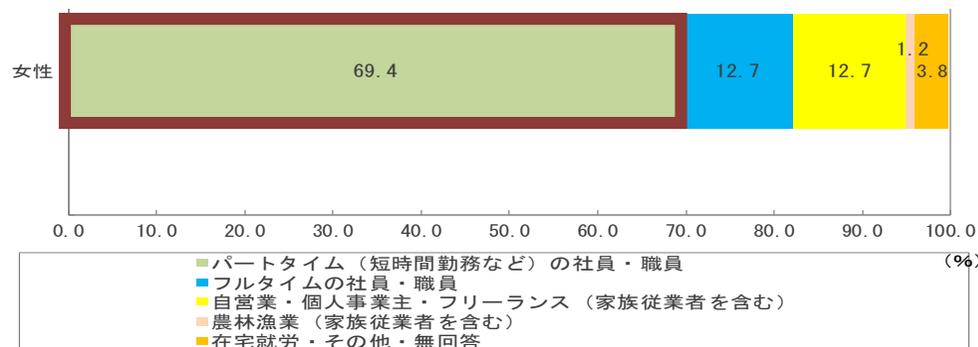
70歳を超えても働きたいとする60歳以上の女性は約3人に2人。希望する働き方としては、パートタイムが7割程度。

[60歳以上女性の就業希望年齢]



(備考) 60歳以上の男女を対象とした調査結果。
 (出典) 内閣府「平成25年度 高齢者の地域社会への参加に関する意識調査」より作成。

[希望する就労形態]



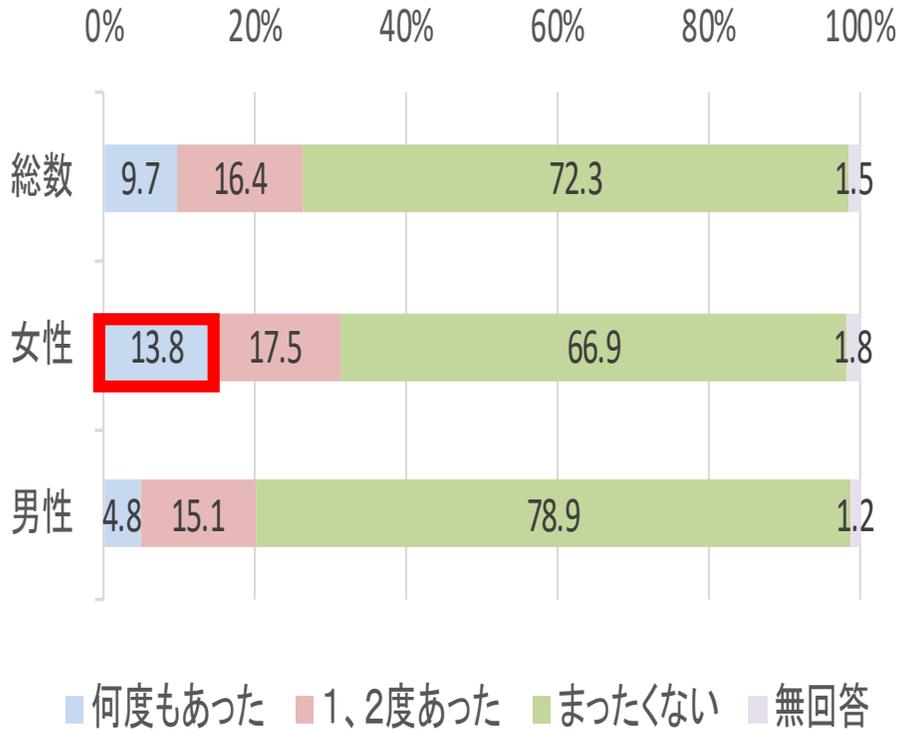
(備考) 35~64歳の男女を対象とした調査結果。【希望する就労形態】の対象は、35~64歳の男女のうち、60歳以降も収入を伴う就労の意向がある者。
 (出典) 内閣府「平成25年度 高齢期に向けた「備え」に関する意識調査」より作成。

女性が抱える問題を直視し、困難な状況の解消、安全・安心な社会の構築に取り組む。

女性に対する暴力、相談件数等に関する現状

約7人に1人の女性が、配偶者からの暴力を何度も経験している。

「身体的暴行」「心理的攻撃」「経済的圧迫」「性的強要」のいずれか1つでも受けたことがあると答えた割合

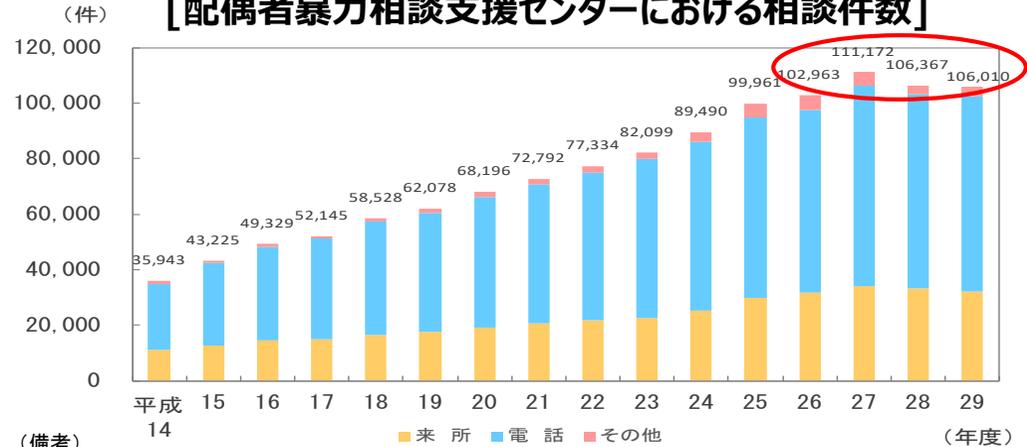


(備考) 配偶者: 婚姻届を出していない事実婚や別居中の夫婦、元配偶者(離別・死別した相手、事実婚を解消した相手)を含む。

(出典) 内閣府「平成29年度男女間における暴力に関する調査」

配偶者暴力支援センターへの相談件数は高止まり傾向。DV等被害者を支援する民間シェルター等の民間団体に対する財政援助は、全体で2億円程度。

[配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数]

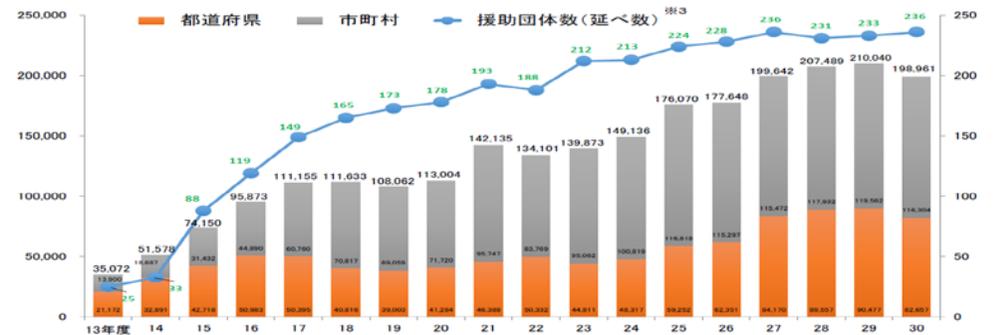


(備考)

各年度末現在の値。

(出典) 内閣府「配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数等の結果について」等により作成。

[地方公共団体の民間シェルター等に対する財政的援助の状況]



(出典) 内閣府男女共同参画局「DV等の被害者のための民間シェルターの現状について」、DV等の被害者のための民間シェルター等に対する支援の在り方に関する検討会(第1回)資料6より作成。

少子化・人口減少下で、「生産性向上・経済成長・地方創生」の切り札として女性活躍を推進。

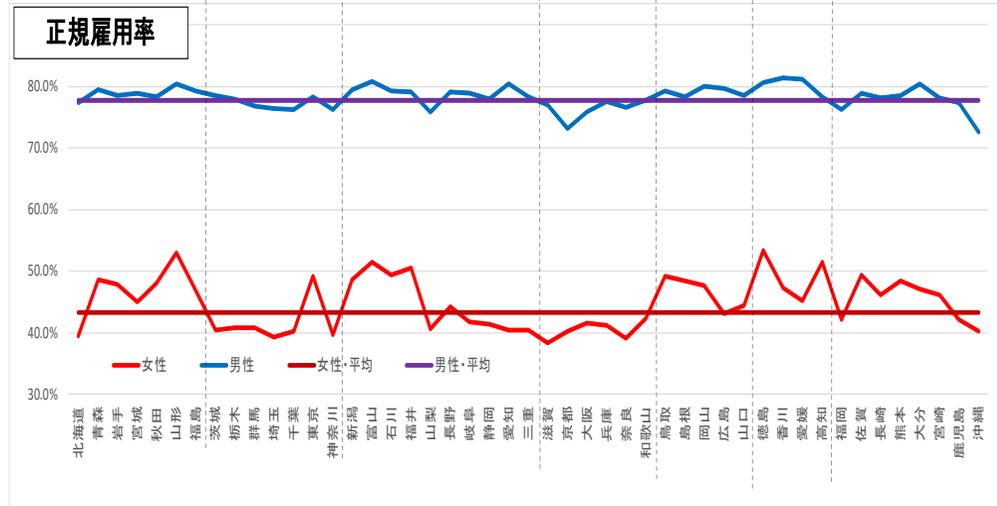
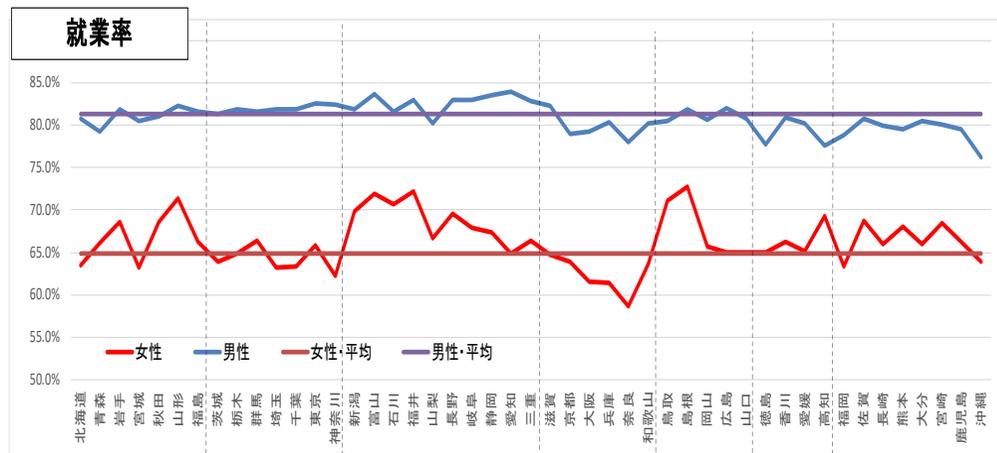
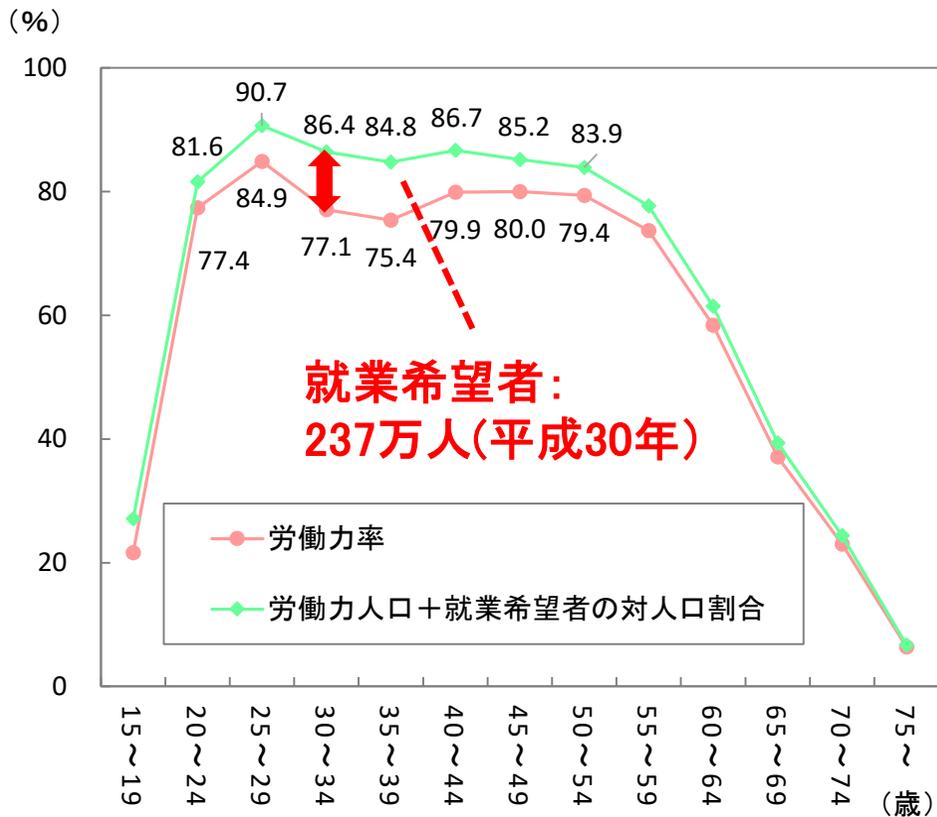
就業希望者の現状、都道府県ごとの雇用の量・質の現状

我が国には、依然、237万人の就業希望の女性がいる。

就業率と正規雇用率は都道府県間でばらつき。地域の実情に応じて、雇用の量と質の両方の向上が重要。

【我が国女性の年齢別労働力率の現状】

【都道府県別就業率・正規雇用率】



(備考)労働力人口+就業希望者の対人口比は、
 (「労働力人口」+「就業希望者」)÷「15歳以上人口」×100。
 (出典)総務省「労働力調査(詳細集計)」より作成。

(出典)国勢調査(平成27年)、総務省「就業構造基本調査(平成29年)」より作成。

女性活躍加速のための重点方針2019の策定方針と主な事項例

- ★ **人生100年時代**において、**女性が様々な役割を果たしながら、自らが多様な選択をできる社会を目指す。**
- ★ 女性が抱える問題を直視し、**困難な状況の解消及び女性活躍を支える安全・安心な社会の構築**に正面から取り組む。
- ★ 少子化・人口減少下で、「**生産性向上・経済成長・地方創生**」の切り札としてあらゆる分野における女性活躍を推進。

I 女性活躍を支える安全・安心な暮らしの実現

- 女性に対するあらゆる暴力の根絶
性犯罪・性暴力被害者支援、セクシュアル・ハラスメントの根絶に向けた取組の推進、DV等の被害者のための民間シェルター等に対する支援、加害者更生を含むDV対策の推進、DV対応と児童虐待対応との連携強化
- 女性の健康支援
乳がん、子宮頸がん等を含むがん検診の更なる普及、生涯を通じた女性の健康保持への理解促進
- 困難を抱える女性の支援
ひとり親家庭の支援、困難を抱える若年女性の支援

III 女性活躍のための基盤整備

- 男女共同参画の視点からの防災・復興の取組
- 子育て・介護基盤の整備
- 多様な選択を可能とするための教育・学習の充実
- 働く意欲を阻害しない制度等の在り方の引き続きの検討

II あらゆる分野における女性の活躍

- 地方創生における女性活躍の推進
第2期の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に、女性にとって魅力的な地域づくりに向けた取組の盛込
- 経済分野における一層の女性活躍
女性活躍推進法の見直しの結果を踏まえた取組の推進、ESG投資等における女性活躍情報の活用状況の「見える化」推進、公共調達における加点評価の取組の着実な実施
- 働き方改革と生産性・豊かさの向上
長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現、テレワークの推進、中高年女性の就業ニーズの実現
- 政治分野における男女共同参画推進
地方議会における両立支援のための設備・規定の整備状況の調査等
- 女性の参画促進・人材育成等
司法・行政分野、医療分野等における女性活躍推進、理工系女性人材の育成・支援、女性役員候補者の育成推進
- 男性の家事・育児等の参画促進・育休取得促進
- 国際的協調
G7、G20、APEC、国連等への積極参加・国内施策への取り込み強化

(参考資料・図表)

第2次安倍内閣発足時からの女性活躍の進捗

第2次安倍内閣以降、女性活躍の取組が急速に拡大。機運が高まり、国内外での連携・共鳴が広がっている。

○第2次安倍内閣以降の取組

- 「日本再興戦略」及びその改訂版に明記
成長戦略の中核に女性の活躍を位置付け（2013年～）
- 「待機児童解消加速化プラン」の策定(2013年)
- 育児休業給付の充実（2014年4月施行）
- 「国際女性会議WAW！」を開催(2014年9月、2015年8月、2016年12月、2017年11月、2019年3月)
- 「女性活躍加速のための重点方針」の策定（2015年～）
女性活躍の加速の観点、各府省の概算要求等に反映することを目的として毎年策定
- 第4次男女共同参画基本計画の閣議決定（2015年12月）
男女共同参画・女性活躍推進に係る今後5年間の基本的な方向などを定めた法定計画
- 国の公共調達においてワーク・ライフ・バランス等推進企業を加点評価する指針の決定（2016年3月）
- 「女性活躍推進法」が完全施行（2016年4月）
- G7伊勢志摩サミットの首脳会合及び全ての関係閣僚会合において「女性活躍推進」をアジェンダに設定（ジェンダー主流化）
（2016年5月）
- 「子育て安心プラン」の公表（2017年6月）
- 刑法の一部改正（強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等）
（2017年7月施行）
- 国家公務員の旧姓使用の拡大（2017年9月）

○内外への影響

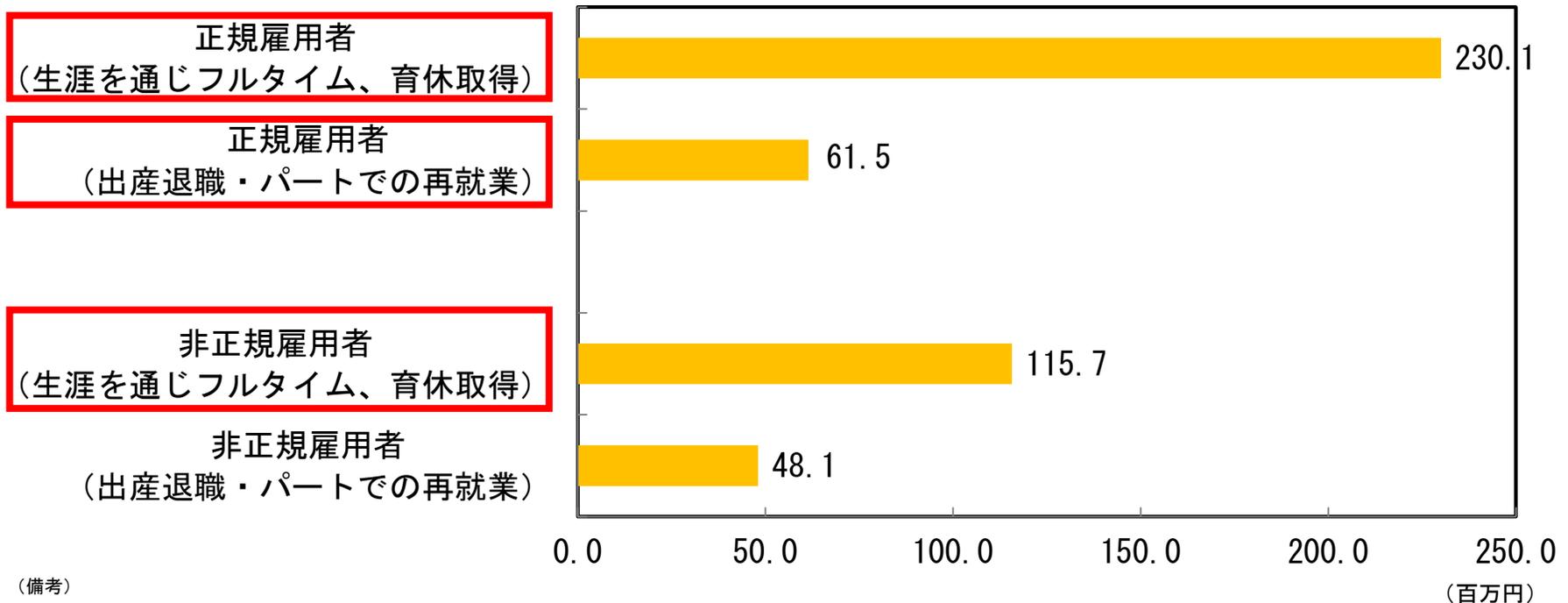
- 女性の就業者数が6年で**288万人**増加（2012～18年）
※就業者数は全体（男性・女性）で384万人増加。また、女性の生産年齢人口は減少しているが、女性の就業者数は6年連続で増加。
- 子育て期（25～44歳）の女性の就業率が上昇
67.7%(2012年) ⇒ **76.5%**（2018年）
- 第1子出産前後の妻の継続就業率
これまで4割前後で推移 ⇒ **53.1%**(2010～14年)
- 上場企業的女性役員数が2倍以上に増加
630名(2012年7月) ⇒ **1,705名**（2018年7月）
- 民間企業（100人以上）の役職者に占める女性の割合が上昇
係長級 14.4%（2012年） ⇒ **18.3%**（2018年）
課長級 7.9%（2012年） ⇒ **11.2%**（2018年）
部長級 4.9%（2012年） ⇒ **6.6%**（2018年）
- 国家公務員の各役職段階に占める女性の割合が上昇
・本省課室長相当職
2.7%（2013年1月） ⇒ **4.9%**（2018年7月）
・指定職相当
1.6%（2013年1月） ⇒ **3.9%**（2018年7月）
- 「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」が行動宣言を公表
（2014年6月）、賛同者も増加
9名(2014年6月) ⇒ **233名**（2019年3月）
- UN Women が、ジェンダー平等を推進する世界の政治的トップリーダー10人に安倍総理を、世界のトップ大学10校に名古屋大学を選出（2015年6月）

生涯を通じた女性の社会参画

働き方ケース別の女性（大卒）の生涯所得を見ると、生涯を通じて、フルタイムの正規職で働いていた場合と比べ、

- ・生涯を通じ、フルタイムで非正規で働いていた場合、半分以下にとどまる。
- ・第1子出産とともにフルタイムの正規職を退職し、第2子が小学校に入学するタイミングでパートとして働いた場合、約4分の1にとどまる。

【女性の働き方ケース別生涯所得】



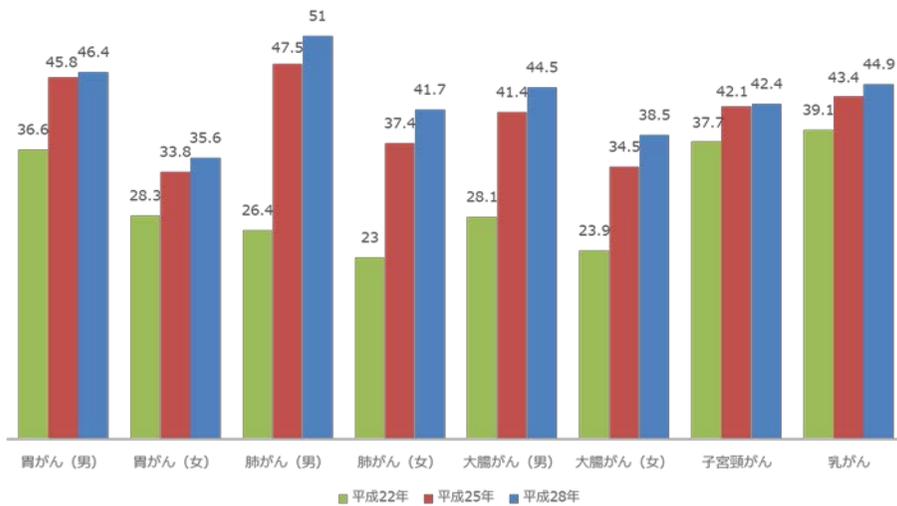
1. 久我尚子「大卒女性の働き方別生涯所得の推計」(2017) ニッセイ基礎研究所報Vol.61より作成。生涯所得は退職金額を含む。
2. 図のいずれのケースも、大学卒業後、2人の子を出産(厚生労働省「人口動態統計」を参考に、第1子を31歳、第2子を34歳で出産すると仮定)
3. 育休所得をしたケースは、2人の子、それぞれにつき、育児休業を1年取得。フルタイムで同一企業に復職し、60歳で退職。
4. 出産退職のケースは、第1子出産時に退職し、第2子が小学校入学時に再就職し60歳で退職。

健康・医療分野における現状

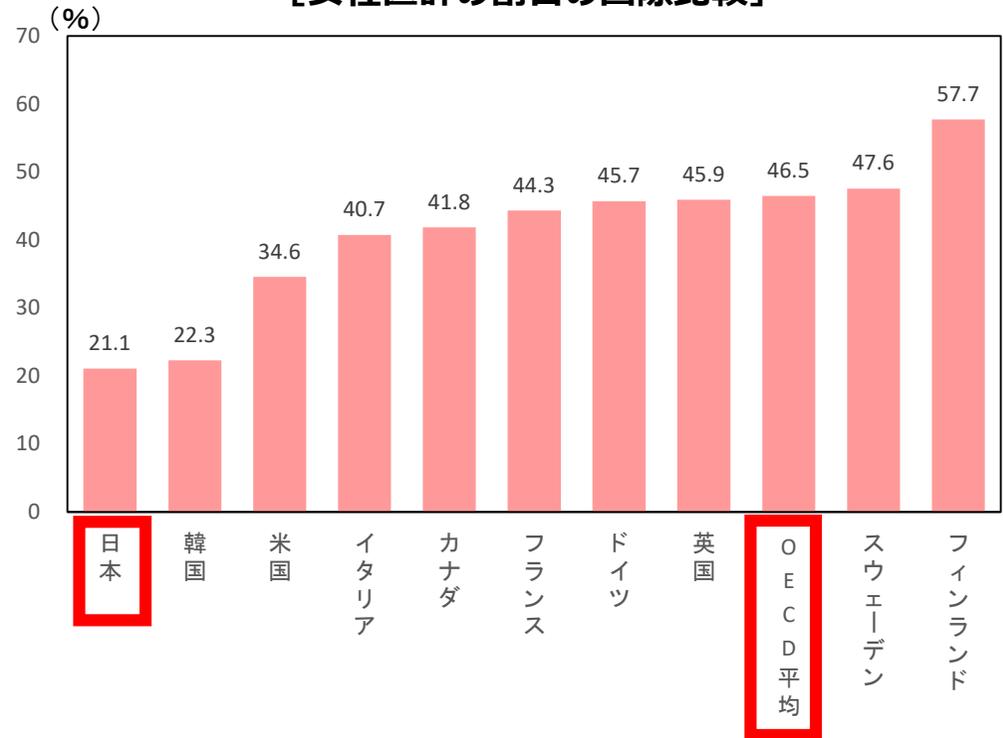
子宮がん、乳がん検診等、がん検診受診率は上昇しているものの、多くのがん種で目標値の50%には到達していない。

我が国の女性医師の割合は、OECD諸国平均の半分程度にとどまる。

【がん検診の受診率の推移】



【女性医師の割合の国際比較】



(備考)

1. 厚生労働省「国民生活基礎調査」より作成。
2. 子宮がん検診については、平成22年までは「子宮がん検診」、25年以降は「子宮がん(子宮頸がん)検診」として調査。
3. 受診率は、「検診受診者数」/「世帯人員数(入院者除く。)」×100により算出。なお、対象年齢は、「胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、乳がん検診」が40～69歳、「子宮がん(子宮頸がん)検診」が20～69歳。
4. 「子宮がん(子宮頸がん)検診、乳がん検診」の受診率は、過去2年間で対象は女性、それ以外の受診率は過去1年間。
5. 第3期がん対策推進基本計画では、男女とも対策型検診で行われている全てのがん種において、がん検診受診率の目標値を50%と設定。
6. 平成28年の数値は、熊本県を除いたものである。

(備考)

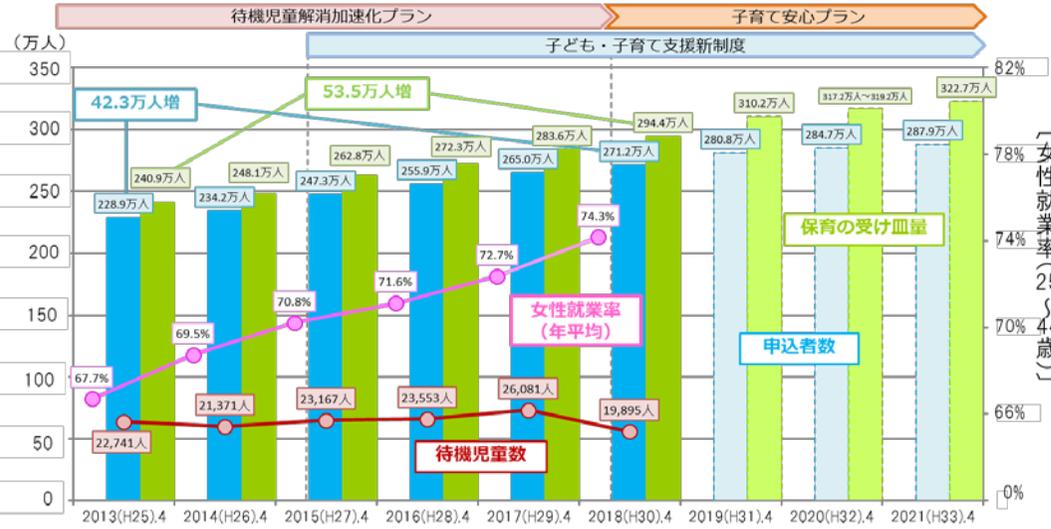
1. 日本は厚生労働省「平成28年 医師・歯科医師・薬剤師調査」、その他はOECD「OECD Health Statistics 2017」より作成。
2. スウェーデン、米国は2014(平成26)年、日本は2016(平成28)年、それ以外は2015(平成27)年の値。

子育て基盤の整備、男性の育休取得

2013年からの5年間で53.5万人分の保育の受け皿が整備され、待機児童数は、2018年に、10年ぶりに2万人を下回った。今後、2020年度末までに、政府目標の32万人分の受け皿整備を行うためには人材確保が課題。

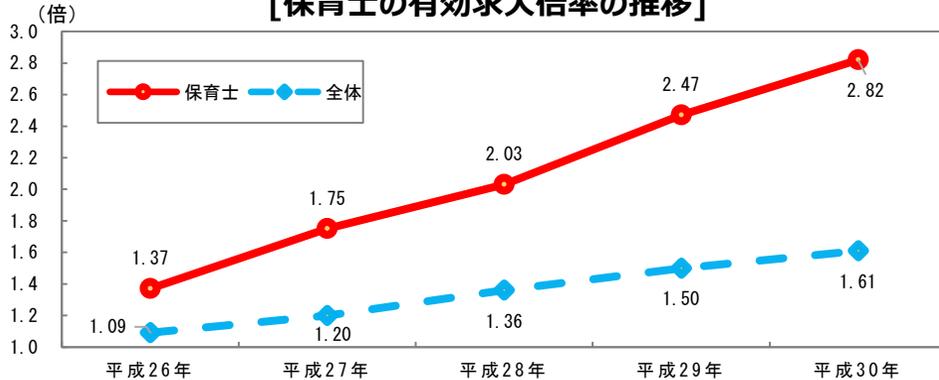
男性の育休取得率は、トレンドとして増えては来ているものの、平成29（2017）年度に民間企業で約5%、国家公務員で10%にとどまる。

【保育所等待機児童数と保育所等利用定員】



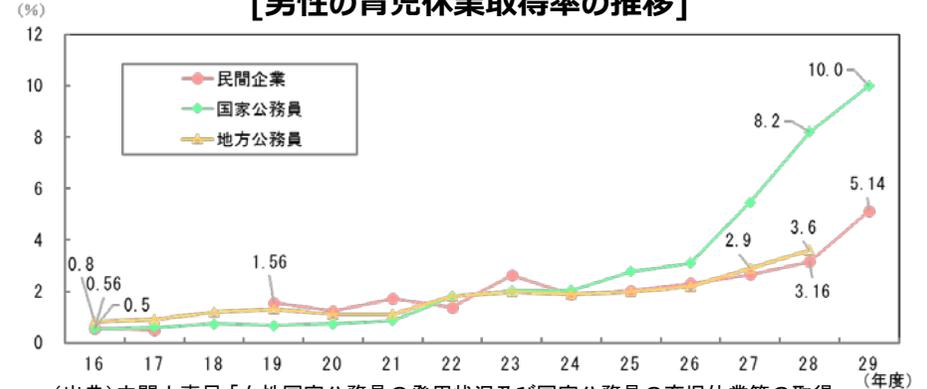
(出典) 厚生労働省 作成資料。各年4月1日現在の値。

【保育士の有効求人倍率の推移】



(出典) 1. 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。
2. 保育士の数値はパートタイムを含む常用、全体の数値はパートタイムを含む一般(常用及び臨時・季節)。

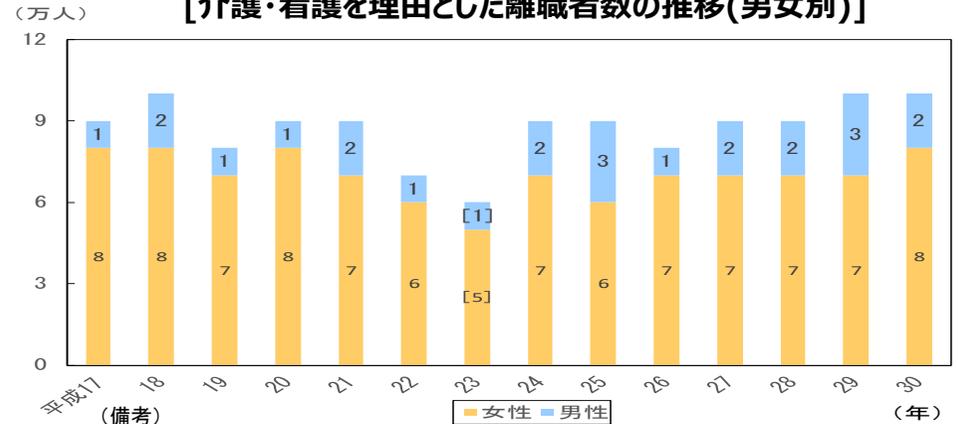
【男性の育児休業取得率の推移】



(出典) 内閣人事局「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ」、総務省「地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果」、厚生労働省「雇用均等基本調査」等により作成。

介護・看護を理由とした離職者数は、平成30年においても、依然、約10万人あり、内8万人が女性。

【介護・看護を理由とした離職者数の推移(男女別)】



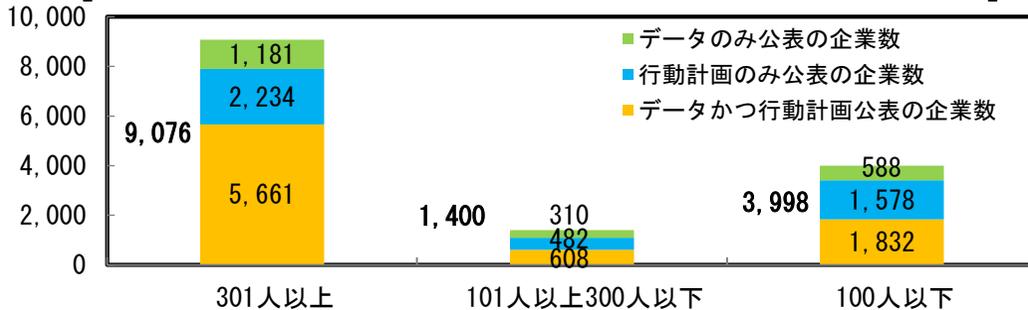
(備考)
1. 総務省「労働力調査(詳細集計)」より作成。
2. 前職が非農林業雇用者で過去1年間の離職者。
3. 平成23年の数値(□表示)は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

女性活躍の「見える化」、公共調達を通じた取組の現状

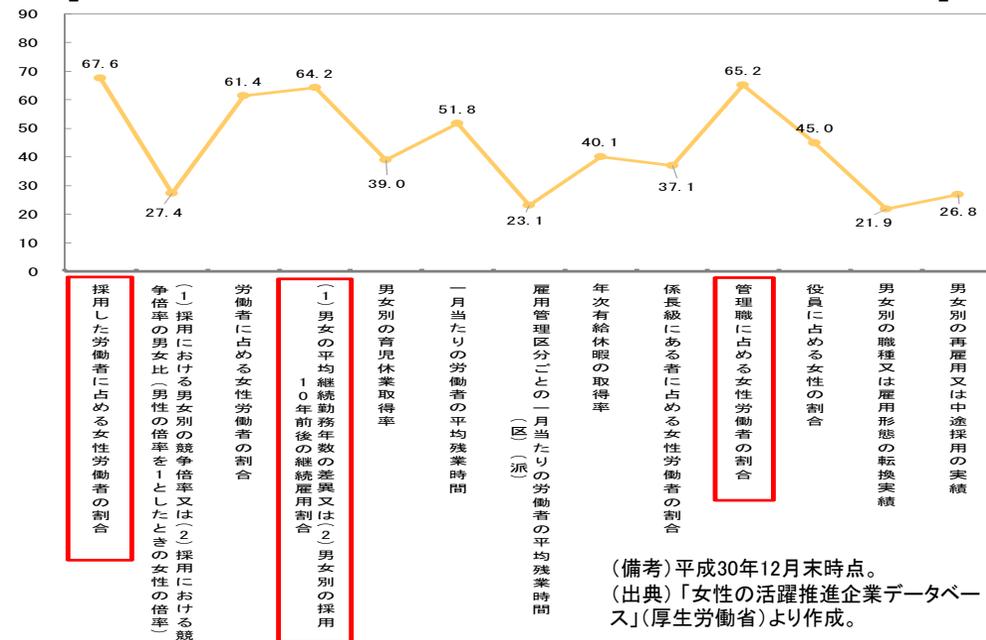
「女性の活躍推進企業データベース」で情報公表している14,474社の内、女性活躍推進法に基づく女性の活躍に関する情報・行動計画とも公表している企業は半数強。

データベースでの情報公表項目としては、採用割合、管理職割合や勤続年数に関するものが多い。

【企業規模別・公表状況別「女性の活躍推進企業データベース」登録企業数】



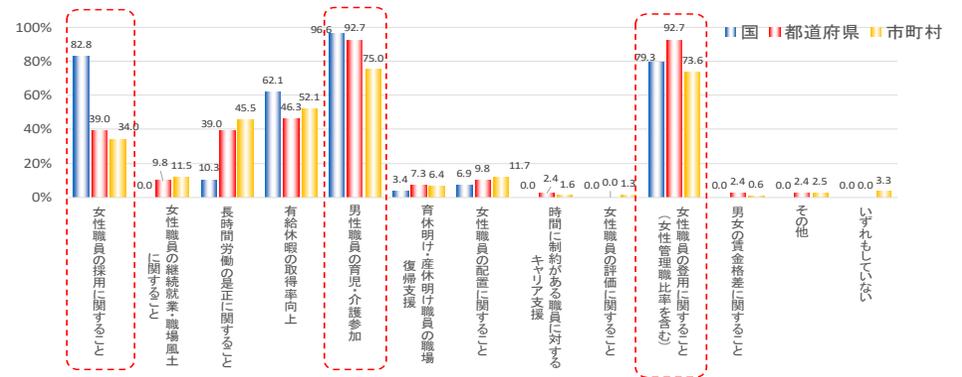
【公表項目別「女性の活躍推進企業データベース」における情報公表状況】



(備考)平成30年12月末時点。
(出典)「女性の活躍推進企業データベース」(厚生労働省)より作成。

公務部門においても、目標設定は、女性職員の登用、採用に係る取組を行っている割合が高いほか、男性職員の育児・介護参加についても高い。

【国、都道府県、市町村の数値目標の設定状況(平成30年内閣府調査結果)】



(出典) 女性活躍推進法公務部門に関する検討会・報告書(「女性活躍推進法公務部門に関する施行後3年の見直しの方向性」)より作成。

公共調達を通じた取組は女性活躍推進法施行以降進展。しかし、依然、取組対象調達全体に占める割合は、件数ベースで24%。

【公共調達における受注機会増大の取組状況】

()は、取組対象調達全体に対する取組実施調達割合

		取組実施調達の割合		
		平成26年度	平成28年度	平成29年度
国	金額	10億円	6,200億円(14.5%)	9,300億円(24.3%)
	件数	36件	8,500件(19.5%)	8,400件(24.2%)
独立行政法人等(注)	金額	-	-	3,900億円(34.3%)
	件数	-	-	4,800件(48.3%)
計	金額	10億円	6,200億円	1兆3,200億円
	件数	36件	8,500件	1万3,200件

女性活躍推進法に基づく新たな取組を開始

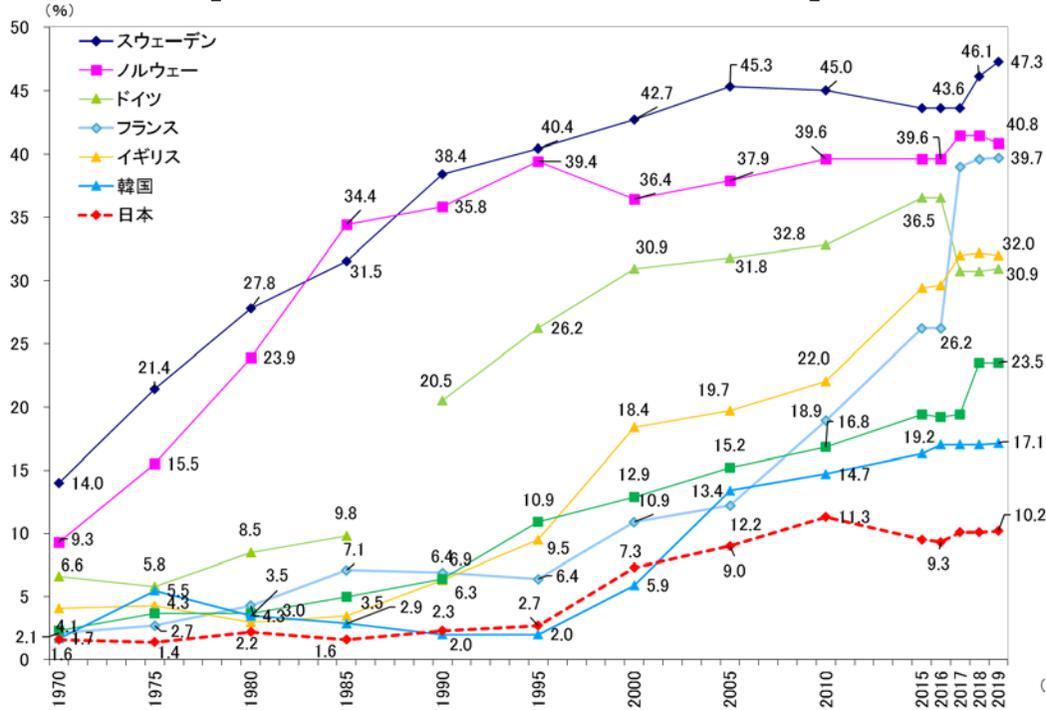
(注) 独立行政法人等については、平成26年度及び平成28年度の取組状況を把握していない。
(出典) 第56回男女共同参画会議・資料2-3より作成。

政治分野における現状

我が国の政治分野における女性の参画は、国際的にみて遅れている。

女性議員ゼロの議会も、依然、町村議会の3分の1を占める。

【諸外国の国会議員に占める女性割合の推移】



(2019年1月現在)

(備考)

1. IPU資料より作成。調査対象国は2019年1月現在193カ国。
2. 一院制又は下院における女性議員割合。
3. ドイツは1985年までは、西ドイツの数字。

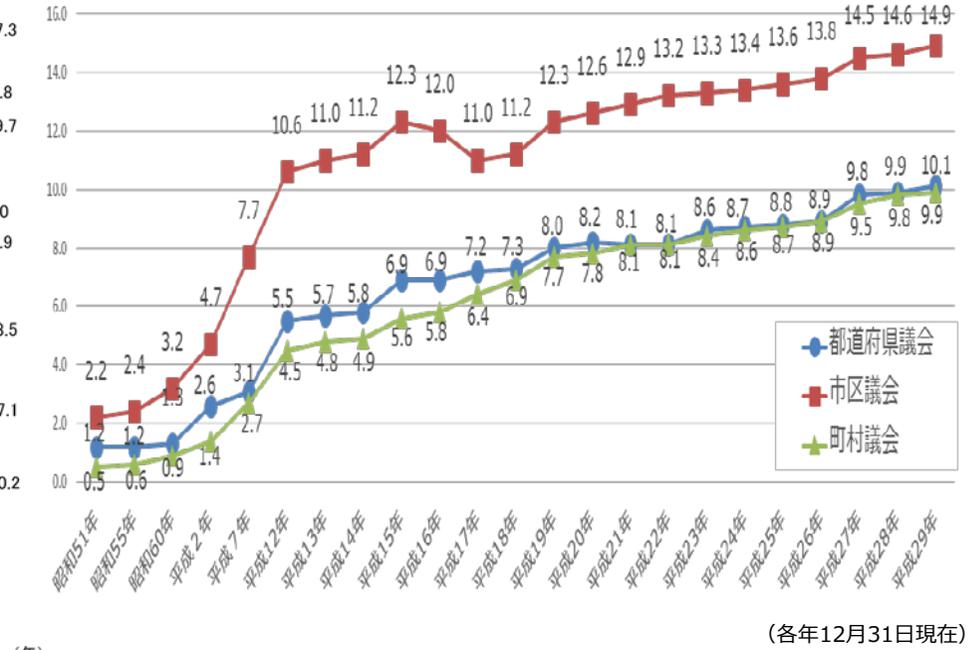
国名	順位	割合
スウェーデン	5	47.3
ノルウェー	14	40.8
フランス	16	39.7
イギリス	39	32.0
ドイツ	47	30.9
アメリカ	78	23.5
韓国	121	17.1
日本	165	10.2

(参考)

下院又は一院の女性割合の世界平均は24.1%上院は24.1%
 ※ 日本の衆議院議員に占める女性の割合の最新値は10.2%(2019年2月5日現在)

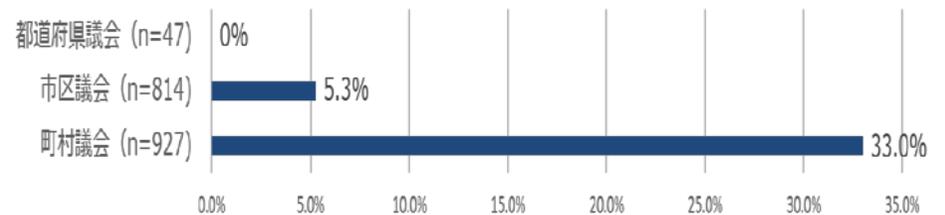
二院制の場合は下院の数字

【地方議会議員に占める女性の割合】



(各年12月31日現在)

【女性議員ゼロの団体の割合(平成29年12月31日時点)】

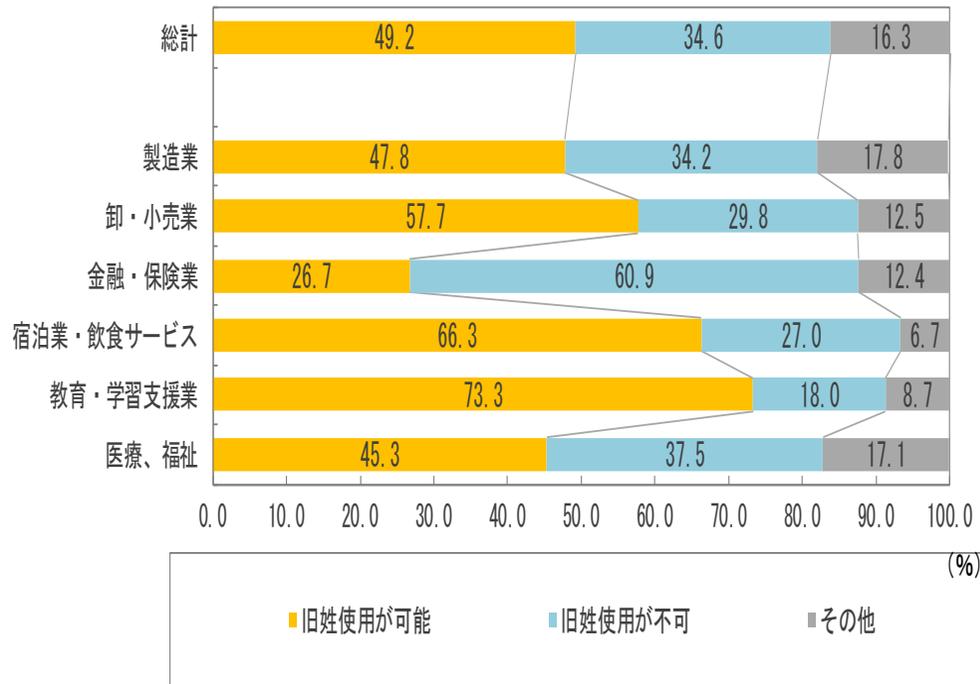


(備考)総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調べ」より、内閣府にて集計。

女性活躍のための基盤、男女共同参画と防災

旧姓使用を認める企業割合は業種ごとにかなりのばらつき。女性の就業割合が高い業種においても、旧姓使用を認めている割合が低いものもある。

[旧姓使用の状況（業種別）]

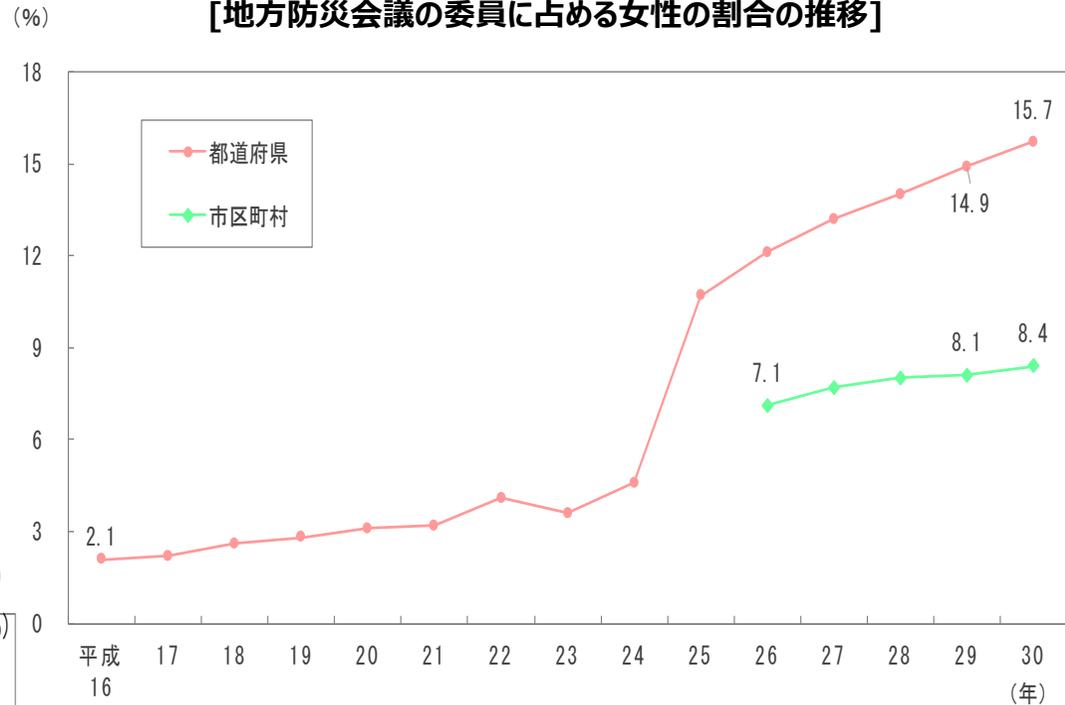


(備考)

1. 内閣府委託調査「旧姓使用の状況に関する調査」(平成29年3月)より作成。
2. 常用雇用者10人以上の4695社に対する調査結果。「総計」は、図示した6業種の他「鉱業、採石業、砂利採取業」等の10業種の総計に占める割合。
3. 表中『旧姓使用が可能』は、「旧姓使用を認めている」、「条件付きで旧姓使用を認めている」の合計。表中『旧姓使用が不可』は、「これまでの旧姓使用を検討したことはなく、旧姓使用も認めていない」、「旧姓使用を認めていないが、過去に旧姓使用を検討したことがある」、「旧姓使用を認めていないが、旧姓使用について検討を行っている」の合計。

防災に関する女性の参画は増えては来ているものの、都道府県で16%、市区町村で8.4%。

[地方防災会議の委員に占める女性の割合の推移]



(備考)

1. 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の進捗状況」より作成。
2. 原則として、各年4月1日現在。
3. 東日本大震災の影響により、平成23年値には、岩手県、宮城県、福島県の一部、平成24年値には、福島県の一部が含まれていない。